

可児市農業委員会第5回農業委員会総会議事録

開催日時	令和元年5月7日（火）午後1時30分から2時30分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、二宮 章二 鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、溝口 知春
欠席委員	可児 勉、栗本 京治
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第28号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第30号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について
議長 (菱川会長)	<p>令和元年第5回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員会の出席委員は、3番可児勉委員より欠席届が提出されておりますが、出席委員は13名で、定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員については、8番栗本京治委員から欠席届の提出されておりますので、出席委員は8名になっております。</p> <p>只今より、令和元年第5回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりになっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、7番二宮章二委員、8番鈴木啓之委員の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局 日程第2、議案第28号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明します。

申請の内訳としまして、売買が1件です。

受付番号1の案件は、二野の方と大森の方との間における、売買による所有権移転申請に対する許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、二野字六助段、地目は畑、面積は459㎡です。譲受人は、申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことでございます。譲受後の耕作面積は8,829㎡となります。

農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から説明をお願いいたします。

奥村(武)委員 それでは、9番委員お願いいたします。

9番の奥村がご報告申し上げます。

この土地の場所は、二野工業団地の近くになります。先般3月の総会でその隣の部分を買われて、今度ちょっと土地が足りないということで、この部分を所有したいということで、話がまとまったということです。現在申出があった部分につきましては、現在野菜を作っておられて何ら問題はないと思われまますので、ご協議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 只今、地元委員からの発言に対しまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですのでお諮りをいたします。

日程第2、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は当委員会として許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

なお、受付番号4の案件は、9番溝口知春推進委員が賃借人の関係者であることから、農業委員会法等に関する法律31条の議案審議参与制限により審議に加わることができません。そこで、先に受付番号4の案件を審議します。それでは、9番溝口知春推進委員の退席をお願いいたします。

【9番溝口知春推進委員退席】

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第3、議案第29号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、受付番号4の説明をいたします。

この案件は、広見の方2名と多治見市の法人による賃借権の設定で転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、広見字学王地外7筆、地目は田、面積は合計で2,558㎡、農振地域外の3種農地と判断される農地です。転用目的といたしましては、ドラッグストアを建築するとのことです。周辺農地への被害防除策といたしましては、隣接する農地がありません。雨水の排水は市排水路へ排水、汚水排水につきましては、公共下水道へ排水となっております。この案件につきましては、市開発協議の対象となっておりますので、今後審議される予定となっております。受付番号4につきましては、以上です。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言をお願いいたします。それでは、広見をお願いします。

山田委員 受付番号4について、14番の山田が報告します。

物件の概要としまして、場所は可児駅前にマーノがありますが、その可児川を挟んで対岸になります。可児駅大橋の麓になります。以前には水田として耕作されたようですが、今は荒廃化した状況です。雨水排水は市の排水路ということですが、一部道路側溝が新設となります。この件は開発協議案件となりまして物件の検討等をされる予定です。以上審議のほどよろしく願い申し上げます。以上です。

議長 只今、地元委員からの発言がありました件につきまして、何かご意見・ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りをいたします。

日程第3、議案第29号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請に対する意見について、受付番号4は、これを許可相当として県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議なしと認め、本案件は許可相当として県に進達することに決しました。溝口推進委員の入室着席をお願いします。

【9番溝口推進委員入室着席】

議長 引き続きまして、日程第3、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請に対する意見について」の受付番号1から3、及び5から12を議題といたします。

事務局 日程第3、議案第29号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について説明いたします。

申請の内訳は、先ほどの受付番号4の案件を含めまして12件で、内訳としましては、先ほどの受付番号4が賃借権で、これから説明いたします案件は、売買による所有権移転の11件となります。それでは、説明をいたします。

受付番号1の案件は、中恵土の方外3名の方と瀬田にある法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、石森字五反田外5筆、地目は田、面積は合計で6,684㎡、農振白地の2種及び3種農地と判断されます農地です。2種農地の部分については、可児市内の土地を選定したところ、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとしております。転用目的といたしましては、自動車組立工場を建築するとのこととございます。

周辺農地への被害防除策といたしましては、L型擁壁を敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては市排水路へ排水、汚水排水につきましては、合併浄化槽を設置し市排水路へ排水、市開発協議の対象案件で、3,000㎡以上の案件となっております。なお、平成31年3月18日付けで農振除外されております。

続きまして、受付番号2の案件は、中恵土の方と東京都新宿区の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、中恵土字宮元、地目は畑、面積は538㎡、農振白地の3種農地と判断される農地です。転用目的といたしましては、2棟の分譲住宅を建築することとでございます。雨水排水につきましては道路側溝へ排水、汚水排水につきましては公共下水道へ排水するとなっております。

続きまして、受付番号3の案件は、広見の方と東京都練馬区の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、中恵土字桃塚、地目は畑、面積は344㎡、農振白地の3種農地と判断される農地です。転用目的といたしましては、2棟の分譲住宅を建築することとでございます。雨水の排水につきましては、道路側溝へ排水、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水するとなっております。

続きまして、1つ飛びまして受付番号5の案件は、広見の方と美濃加茂市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、広見字三反田、地目は田、面積は515㎡、農振白地の2種農地と判断される農地です。可児市内の土地を選定したところ、申請地に代えて当該申請の目的を達成できない土地となっております。転用目的といたしましては、2棟の分譲住宅を建築することとでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、周囲にコンクリートブロック擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては、道路側溝へ排水、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水することとなっております。なお、この案件も平成31年3月18日付けで農振除外されております。

続きまして、受付番号6の案件は、名古屋市中川区の方と岐阜市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、土田字定安外1筆、地目は畑、面積は合計で654㎡、農振地域外の3種農地と判断される農地です。転用目的といたしましては、隣接する雑種地を一体利用して旅館を建築することとでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては道路側溝へ、汚水の排水につきましては公共下水道へ排水するとなっております。なおこれにつきましては、先ほど申し上げましたように、隣接する雑種地と一体利用するということになっておりまして、合計しますと開発協議の対象案件となっております。

続きまして、受付番号7の案件は、土田の方と土田の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、土田字北裏外1筆、地目は畑、面積は合計で438㎡、用

途地域で3種農地と判断される農地です。転用目的といたしましては、2区画に宅地分譲するとのこととございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、被害が生じないようブロックなどを敷設し、対処するとのこととございます。雨水の排水につきましては、北側の区画は道路側溝へ排水、南側の区画は自然浸透となっております。汚水排水については公共下水道へ排水でございます。

続きまして、受付番号8の案件は、東帷子の方と多治見市の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、東帷子字大洞外1筆、地目は畑と田、面積は合計541㎡、農振地域外の3種農地と判断される農地です。転用目的といたしましては、太陽光発電施設を設置するとのこととございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、周囲を法面にすることにより農地や水路に土の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては自然浸透、汚水の排水はございません。先月の現地確認の際、隣接する土地の地目が田となっているが、現況は田でないがどうなっているかとのこととありました。これにつきましては、平成28年1月28日付けで4条許可として貸駐車場として許可がでている案件でございます。

続きまして、受付番号9の案件は、下恵土の方と今渡の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、下恵土字東林泉、地目は畑、面積は169㎡、農振地域外の3種農地と判断される農地です、転用目的といたしましては、一般個人住宅を建築するとのこととございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、周囲に一般コンクリートブロック擁壁を敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては自然浸透、汚水の排水につきましては公共下水道へ排水するとなっております。

続きまして、受付番号10の案件は、広見の方と土田の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、下恵土字峠、地目は畑、面積は121㎡、農振地域外の3種農地と判断される農地です。転用目的といたしましては、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのこととございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、周囲にコンクリートブロック擁壁を設置することで、土砂等の流出を防ぐとしております。雨の水排水につきましては、道路側溝へ排水、汚水の排水につきましては公共下水道へ排水するとなっております。無断転用に対する始末書としましては、申請書に添付済みでございます。

続きまして、受付番号11の案件は、名古屋市中川区の方と名古屋市東区の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、下恵土字中島、地目は田、面積は335㎡、用途地域の3種農地と判断される農地です。転用目的といたしましては、2区画に宅地分譲するとのこととございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、土留めブロックを施工するとのこととございます。雨水の排水につきましては、道路側溝へ排水、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水するとなっております。なお、この案件につきましては、事

業計画変更受付番号1と同時申請となっております。

続きまして、受付番号12の案件は、川合の方と東京都練馬区の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、川合字大廻間外1筆、地目は田、面積は合計371㎡、農振白地の3種農地と判断される農地です。

転用目的といたしましては、2棟の分譲住宅を建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、境界ブロック、フェンスを施工することで隣接地の農地・耕作物に被害を及ぼさないとしております。雨水の排水につきましては、土地改良区排水路へ排水、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水となっております。

以上各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いいたします。受付番号1、石森お願いいたします。

渡邊委員 受付番号1について、13番の渡邊が報告いたします。

場所は、広見東連絡所から北西350mのところ、道路を挟んで南側には大型店舗があります。これは平成29年度と平成30年度に農振除外されたところでございます。東側には一体利用地の本社工場があります。北側は水路と道路、西側は田、南側は水路と道路でございます。これは、隣接地所有者への説明も済んでおりますし、土地改良組合の同意もあります。雨水排水につきましては市の排水路へ、上水道につきましては既存の埋設管に接続、下水道につきましては合併浄化槽へ流すということになっています。農業用水への影響はないということで、現地確認の報告はこれで終わります。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、2番と3番、中恵土お願いいたします。

山田委員 受付番号2について、14番山田が報告します。

物件の概要ですが、場所はですね、市役所中恵土連絡所から北へ500m、近くに上野集会所があります。もともとここは畑ですが、雨水排水は道路側溝へと農業用水への影響はないと思われまますので審議のほどお願い申します。この物件については、作業小屋が建っておりまして、その現地確認のときに、始末書を出していただきたいとお願いしていただきましたけれども事務局結果どうになりましたか。

事務局 まだ出ていません。

山田委員 まだ出ていない。作業小屋が建っておるんです。それで始末書提出対象になっています。

事務局 話は、受けたまわっております、相手側に指示しましたので、何らかの形で回答があるものと思っております。

山田委員 現地確認の翌日から連休に入って、連休明けの今日総会だからまだということですね。

事務局 そうです。

山田委員 わかりました。それでは、受付番号3について説明します。

物件の場所については、中恵土地区センター連絡所より西へ200mほど、前方に弘福寺というお寺があります。ここは受付番号2と同様、もともと畑なんです、排水は道路側

溝へと、農業用水への影響はないと思われまますので、審議いただきたいとお願い申し上げます。以上です。

溝口（知）委員

5番の案件につきまして、推進委員の溝口が説明をさせていただきます。

この案件は、事務局から説明があったように農振除外が3月になされたものでございます。分譲住宅を2棟建築するという形になっております。隣地の承諾、それから水利組合等の協議が全部終わっているというふうに聞いておりますので、何ら問題ないのかなと感じております。以上です。

議長

はい、ご苦労様でした。

それでは、受付番号6番、7番、土田お願いいたします。

井藤委員

受付番号6と7、4番の井藤が現地確認の結果を申し上げます。

6番ですが、利用目的が旅館をやるということでございます。場所は工場から西へ400mぐらいのところでございます。隣接する雑種地と一体利用ということで提出がございまして、隣地の承諾は済んでおります。雨水排水は道路側溝、上水道は、右側道路、下水も公共下水道へ排水、農業用排水には影響ないものと思っております。

今度は、7番の案件ですが、これは土田小学校の西にありまして、雨水排水は先ほども説明があったように道路側溝と自然浸透、上水道は前面道路から、下水は公共下水道ということで、申請地2筆の間に赤道がありますが、将来払下げを受けるということで申請を出されたようです。以上ですが、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次、お願いいたします。

勝野委員

受付番号8番につきまして、5番の勝野が現地確認結果を報告させていただきます。

物件は西可児の駅、ほぼ真西130mの位置にあります。もともと地目的には田と畑ですが、現在は栗畑として使われておりましてほぼフラットになっております。昨年農地利用の現地確認したときには、きちんと管理されておりました。特に隣接への説明も必要ないようでございます。特に問題ないかと思いますが、私個人としましては、駅から130mのところ太陽光発電を造るのはもったいないと思うのですが、農転申請に対して反対することはできませんと私は思います。ご審議のほどお願いします。

議長

続きまして9番、10番、11番、12番をお願いいたします。

大澤委員

2番の大澤でございますが、今日可児さんが欠席ですので、現場を見させていただいた感想を申し上げます。

9番ですが、現場へ行きましたときに、もう既に小屋が建って、その小屋もかなり荒れている状態で、前から宅地化されているような土地でございました。そうした中で始末書がなしとなっておりましたが、これはいるんじゃないかということで、取っていただきましたので、それであれば問題ないと思います。

次に10番の土地については、屋敷畑のような状態で、この畑の周りは全部ブロックでもう塀が造ってあって、屋敷の中の畑でございましたので、それを今度宅地として使うということであれば、特に問題はないと思います。

それから11番になりますが、もう譲渡人の方が業者の方に売られた訳なんですけど、この方は既に農地転用の許可をとって、ここに家を建てるというつもりでおみえになったみたいですが、マンションを買われた関係でいらなくなったということで、今回業者の方に

売るといふことをございます。既に一度農地転用の許可が下りた物件であります。第1種住居地域であるといふことから、特に問題は見受けられませんでした。

次に12番でございます。これは川合でございますが、この方は、もともとこの田は、苗田でした。小さい田でございます。そして周りにもう家が建ってしましまして、この小さい田ですね、もう昨年はお作りにならなかったんです。なんで作らないのと私も聞いたんですが、周りがうるさくて、トラクターを持っていけばやかましいと言われる、草かればやかましいと言われる、こんなところで農地でもう百姓をやつとられんといふことで、今回売りに出すといふことなんです。川合は非常に今そういうことで農地としてですね、朝早く行って草刈れば叱られる、トラクターで道をちょっと汚せば叱られるといふことで、大変問題が今出ているようなことをございます。この方もそういうことで、こんな小さい田はもういらぬといふことで今回売りに出されるといふことをございます。土地改良の総会もありまして、そこへ出させていただきますして話したんですけれども、今後川合の中は農地がやりにくいですが、是非しっかりと管理していただきたいといふお話もさせていただきますようなところをございます。今回これについてもやむを得ないといふふうに思います。以上です。

議 長 只今、地元委員からの発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

【日比野委員の挙手あり】

議 長 はい、どうぞ。

日比野委員 事務局にお尋ねします。5番の案件ですけれども、2区画に分譲されるみたいですが、この南側の道路を利用してのことかと思ひますが、この道路で基準法を満足している道路といふことで理解してもよろしいでしょうか。

事 務 局 それでは、事務局からお答えします。南側の道路につきましては、幅員が4.2mあるといふことで、通常の道路幅員は確保しているといふことで問題はないと思ひれます。以上でございます。

【大澤委員の挙手あり】

議 長 はい、どうぞ。

大澤委員 6番についてお尋ねしたいんですけど、参考のために、転用目的が旅館といふことに興味があるんですけど、どういう旅館を造るんですか。旅館って料理旅館でもないだろうし、ホテルでもないだろうし、この旅館といふのはこれ開発協議になると思ひのですが、どのようなものか、もし知つてみえたらどんな旅館ができる、料理旅館で遊びに行けるのかどうかも教えていただきたいと思ひます。

井藤委員 この件に関しましては、はっきりした要件が分からないので、事務局の方へお尋ねしたいです。

事 務 局 それでは事務局からお答えします。

こちらの方ですね、5条の許可申請書を確認する中で、説明させていただきます。

1階と4階、5階については、1ルームになっておりまして、お風呂については共同浴場という形になっていました。2階、3階につきましては、各部屋にトイレとお風呂があるようないわゆるビジネスホテルのような形の旅館でございます。以上であります。

議 長 その他何かご意見ございませんか。
【意見の発議なし】

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 日程第3、議案第29号、「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」の受付番号1から3及び5から12は、これを許可相当として県に進達することに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は許可相当とし、県に進達することに決しました。

議 長 引き続きまして日程第4、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。
 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 日程第4、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は1件の申請がございます。
 受付番号1の案件は、名古屋市中川区の方外1名と事業継承者の名古屋市東区の方との転用の目的変更による、事業計画変更の承認を求めるものでございます。
 土地の概要といたしましては、下恵土字中島、地目は田、面積は335㎡、用途地域の3種農地と判断される農地でございます。転用目的といたしましては、2区画に宅地分譲することとございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、土留めブロックを施工することとございます。雨水排水は、道路側溝へ排水、汚水排水につきましては、公共下水道へ排水となっております。なお、先ほども申し上げましたが、この案件は農地法第5条受付番号11と同時申請となっております。
 周辺農地への影響には十分注意を払い施工するとともに、万が一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
 以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員からの発言をお願いいたします。

大 澤 委 員 2番委員の大澤から報告させていただきます。先ほど農地法5条の受付番号11番でお話ししたとおりでございます。前の方は、住宅を造るつもりで買ったけれどもマンションを買ったので今回売りまして、今度は分譲住宅ですよと事業の変更ということで、よろしくお祈りいたします。以上です。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。
【意見なしの声あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 日程第4、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、承認相当として県に進達することにご異議ございませんか。
【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は承認相当として県に進達することに決しました。

議長 引き続きまして、日程第5、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第5、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権設定は、使用貸借6件と解除付き使用貸借権2件の合計8件となっております。

受付番号1と2の案件は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をいたします。これらの案件は、下切の方外1名と岐阜市の法人との間での使用貸借権の設定となっております。

土地の概要といたしましては、下切字的場下外2筆の農振農用地で、地目は田、面積は合計新規の3,034㎡となっております。

使用貸借権の期間は、令和元年6月28日から令和11年6月27日まで中間管理権を取得し、10年間利用集積を図るものでございます。

続きまして、受付番号3と4の案件は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をいたします。これは羽崎の方外1名と土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定となっております。

土地の概要といたしましては、羽崎字川原外2筆の農振農用地で地目は田、新規で面積合計4,521㎡となっております。受付番号3番につきましては、令和4年5月までの3年間、受付番号4につきましては、令和6年5月までの5年間、利用集積を図るものでございます。

続きまして、受付番号5と6の案件につきましては、同じ方が借人となっておりますので、併せて説明をいたします。

これは土田の方外1名と土田の方との間での使用貸借権の設定でございます。

土地の概要といたしましては、土田字大尻外1筆、農振農用地で地目は田、新規で面積合計3,510㎡となっております。これは令和6年5月までの5年間、利用集積を図るものでございます。

続きまして、受付番号7の案件につきましては、東帷子の方と菅刈の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要といたしましては、東帷子字坂井筋の農振農用地で、地目は田、使用貸借権の再設定で面積は、1,130㎡となっております。これは令和6年5月までの5年間、利用集積を図るものでございます。

続きまして、受付番号8の案件につきましては、名古屋市中川区の方と下切の方との間での使用貸借権の設定でございます。

土地の概要といたしましては、下恵土字中島の農振区域外の農地で、地目は畑、新規設定で面積671㎡となっております。これは令和11年5月までの10年間、利用集積を図るものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問等はありませんか。

【6番鈴木委員挙手】

議長
鈴木(好)委員

はい、どうぞ。

お願いします。6番推進委員鈴木ですが、質問をさせていただきます。賃借権設定において普通の使用貸借権と解除条件付の使用貸借権、どんな条件が付されて、どんな時に契約が解除となるのか具体的な例を教えてくださいませんか。

事務局

解除条件付使用貸借権についてご説明いたします。

これにつきましては、管理人が法人となっております、この法人が法人として失効するとか解散するとかのような状況のときに解除されるという条件が付された設定となっております。

鈴木(好)委員

わかりました。個人が借りる場合、解除条件を付けなくても、例えば体を痛めてできなくなったようなとき、返すことはできますか。契約が5年であっても。

事務局

それでは説明します。一般の方同士の解除ということですが、これにつきましては、貸す側の方が亡くなられた場合、そのまま継続して農地自体借りることができます。ただし、逆に借りる側の方が亡くなられたり、農業ができなくなったということになりますと、解除の対象となってくるということですが、これは解除付きかどうかではなく、そもそも、利用権設定というものは、そういうものということですが、

なお、説明に間違いがあるといけませんので、調べまして次回の総会のときに報告させていただきます。

議長

その他何かございませんでしょうか。

【意見の発議なし】

議長

それでご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、これを承認し、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長

ご異議ないものと認め、本案件を「承認」し、市長宛てに報告することに決しました。

議長

次に日程第6、議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

日程第6、議案第32号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。

これにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものでございます。農地利用配分計画案の内容につきましては、先ほどご審議いただきました議案第31号において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画に対して決定され、権利設定されました農地のうち受付番号1と2が対象となっております。

受付番号1、2につきましては、大森に事務所がある農業生産法人に対し、使用貸借権を設定し利用配分する計画案となっております。

土地の概要といたしましては、下切字的場下外2筆、地目は田、面積は合計で3,034㎡

となっております。この案件は新規設定でございまして、令和元年6月28日から令和11年6月27日までの10年間利用集積を図るものとされております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等ございせんか。

【意見の発議なし】

議長 ご意見もないようですので、お諮りをいたします。

日程第6、議案第32号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農地利用配分計画案に対する意見についての意見はなしとし、市長宛にご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議ないものと認めまして、よって本案件は、意見なしと決定し、市長宛に報告をいたします。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項について事務局から説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明させていただきます。

この案件は、4月1日から4月30日までに届出のあった4月受理分について報告いたします。これは、名古屋市守山区の方外6名からの届出があり、田については31筆、面積は18,500.03㎡、畑については18筆、面積は5,424.69㎡、合計としまして49筆、面積は23,924.72㎡でございました。

続きまして、連絡事項についてご案内させていただきます。

今後の予定でございますが、令和元年度全国農業委員会会長大会、これは5月27日月曜日に開催されます。出席者といたしましては、農業委員会より菱川会長、事務局より鈴木課長が同行します。

続きまして、現地確認でございます。5月13日締切分につきましては、5月31日金曜日に実施をいたします。あらためて、一週間ほど前に資料等の送付をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

続きまして令和元年第6回総会は、6月5日水曜日に午後1時30分から4階の第3会議室で開催されます。以上でございます。

議長 それでは、以上をもちまして、令和元年第5回可児市農業委員会の総会を閉会させていただきます。

どうもご苦勞様でございました。